

社会福祉法人同協会

役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人同協会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員選任・解任委員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この規程において、役員とは評議員、理事、監事および評議員選任・解任委員と定義する。

(報酬等の支給)

- 第3条 役員には、別表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 2 同日に会議等にあわせて法人の業務を行った場合であっても日額分とする。
 - 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費分とする。

(出張旅費)

- 第4条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表により報酬及び実費弁償費を支給することができる。
- 2 旅費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費分とする。
 - 3 宿泊費等業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
 - 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(報酬額)

第6条 役員の報酬額等に対して、各年度の総額が以下の範囲を超えないように支給する。

・ 評議員	300,000 円
・ 理事	10,000,000 円
・ 監事	1,000,000 円
・ 評議員選任・解任委員	300,000 円

(報酬等の支給方法)

第7条 役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による時期に銀行振込とする。

- 1 月額報酬については、毎月25日とする。当日が休日の場合には、それ以前の金融機関の営業日とする。
- 2 日額報酬については、当日支給とする。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、2018（平成30）年6月1日より施行する。

別表 (役員等の報酬)

(1) 理事

名称	報酬額	実費弁償費
週平均30時間以上(月額)	250,000円	なし
週平均30時間未満(月額)	50,000円	なし
理事会等会議出席報酬(日額)	10,000円	2,000円
理事業務報酬(日額)	10,000円	2,000円

(2) 評議員

名称	報酬額	実費弁償費
評議員会等会議出席報酬(日額)	10,000円	2,000円
評議員業務報酬(日額)	10,000円	2,000円

(3) 監事

名称	報酬額	実費弁償費
理事会等会議出席報酬（日額）	10,000円	2,000円
監事監査等監事業務報酬（日額）	10,000円	2,000円

(4) 評議員選任・解任委員

名称	報酬額	実費弁償費
評議員選任・解任委員会等会議出席報酬（日額）	10,000円	2,000円